

事務連絡
令和4年3月22日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各県立学校長
各教育事務所（支所）長

} 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

新型コロナウイルス感染症における学校の対応について

令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の事務連絡を受け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から令和4年3月17日付け別添1及び別添2並びに別添3のとおり、オミクロン株に対応した春季休業に際して令和4年3月18日付け別添4のとおり事務連絡がありました。

つきましては、各事務連絡等を御確認の上、適切に対応するようお願いいたします。
なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知をお願いします。

記

(1) 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について（更新）【別添1】

本県における濃厚接触者の特定に関する対応については、厚生労働省事務連絡（令和4年3月16日付「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」）に拠らず、当面の間、従前のとおり取扱いとなります。

については、学校等における濃厚接触者の特定に関する対応（出席停止や臨時休業の考え方）についても変更はなく、当面の間これまでどおりの対応となりますので御留意願います。

(2) オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について【別添2】

学校等で陽性者と単に接触（会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は除く）があったことのみを理由として、児童生徒等や教職員に対して登校や出勤を制限することのないよう御留意ください。

新型コロナウイルスの陽性者の濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段登校を控えることを求める必要はなく、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等から慎重に検討する必要があります。

特に新型コロナウイルス感染症の対策や治療に当たる医療従事者その他特定の職業である家族を持つ者について医学的な根拠なく登校を控えることを求めることは偏見や差別につながる行為であり、不適切であることに注意してください。

(3) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について【別添3】

(4) オミクロン株に対応した春季休業に際しての学校関係の新型コロナウイルス感染症対策について【別添4】

担 当：健康教育・学校安全担当 芝・熊木
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp